

令和 8 年度 健康福祉委員会 追加資料

1 所管事務の調査（報告）

- （１）「川崎市総合計画」第３期実施計画・総括評価結果
及び令和７年度事務事業評価結果について
（健康福祉局に関する部分）

追加資料 その２

- ・ 障害者福祉用具等支給・貸与事業について（障害保健福祉部 障害福祉課）

令和 8 年 8 月 2 1 日
健 康 福 祉 局

健康福祉委員会（令和 8 年 8 月 2 1 日）における木庭委員からの質疑に対する答弁について

令和 8 年 8 月 2 1 日開催の健康福祉委員会における「川崎市総合計画」第 3 期実施計画・総括評価結果及び令和 7 年度事務事業評価結果について」の報告の際にございました、障害者への福祉用具給付に係る木庭委員からの質疑に対して、次のとおり答弁いたします。

【質疑】

資料 87 ページ「障害者福祉用具等支給・貸与事業」に関して、例えばお子さんの場合、身体の成長に合わせて用具を交換したり、持ち運びが困難な座椅子や歩行器等について、家や学校等、場面に合わせて使用する用具を変更したりすると思うが、現状として、その対応はどうなっているのか。

【回答】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき実施する、補装具の支給等においては、国から示されている取扱指針に基づき、身体の成長に伴う補装具の交換や、家庭と学校など使用場所に応じた補装具の確保について、個々の必要性を確認した上で対応することが可能です。

身体障害児（者）の成長により短期間で交換が必要な場合には、成長による不適合の状況に応じて、調整、修理又は再支給を検討します。耐用年数は一律に適用するものではなく、特に身体障害児については、成長速度や使用環境等を考慮して柔軟に対応することとされています。

また、補装具は原則として 1 種目につき 1 個ですが、教育上等特に必要と認められる場合には、同一種目を 2 個支給することも可能と示されております。

このため、本人の身体状況や成長の程度、家庭及び学校での使用状況等を確認し、必要に応じて学校等の関係機関、判定機関及び補装具事業者等と連携しながら、適切に対応してまいります。

法令に基づき本市が実施する「日常生活用具給付等事業」においては、要綱でその取扱いを規定しており、給付できる用具の個数は原則 1 品目につき 1 個であり、既に給付を受けている用具の再交付については、用具ごとに個別に定める耐用年数の期間を経過しない場合は、原則として給付対象外としています。

ただし、耐用期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難になった場合は再交付が可能です。耐用年数を経過後も、操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害児（者）の用具の使用効果が向上する場合等においては、再交付が可能とされています。

また、用具の複数給付につきましては、一部の品目に限り、同一年度内であれば基準額の範囲内で複数給付が可能です。

なお、自宅用、学校用などの複数給付につきましては、原則として、学校や施設で使用する用具はその所属機関において準備するものと考えられるため、日常生活用具給付等事業では給付の対象外としております。